

10 在宅福祉

I 日常生活の支援

(1) 補装具の交付・修理（補装具費支給）

身体に障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な装具の交付や修理を行います。

（注）労災保険の窓口は別になります。

<補装具の種類>

肢体不自由…………… 歩行補助杖（1本杖を除く）、松葉杖、車いす、歩行器、義肢、装具、座位保持装置など

視覚障がい…………… 盲人安全杖、義眼、遮光眼鏡など

聴覚障がい…………… 補聴器

その他…………… 重度障がい者用意思伝達装置（肢体不自由および音声・言語機能障がい）

※品目により、更生相談所の判定（医師の意見書）が必要なものもありますので、事前にご相談ください。

※介護保険対象者は、介護保険のサービスが優先となります。

<利用者負担>

- ・原則として、応能負担となります。
- ・利用者と同一世帯に属する方が、障がい福祉・介護保険・障がい児支援のサービスを利用し、補装具費の支給を受けており、利用者負担合計額が、利用者負担上限月額を超えた場合、申請していただくことにより、市から、その超えた額を償還払い方式により支給します。

【18歳以上の障がい者】

・補装具費の支給基準および月額負担上限額を算定する際の所得段階区分については、利用者本人と配偶者のみの所得で判断されます。

市の独自軽減

負担区分	対 象		月額負担上限額	軽減後
生 保	生活保護受給者		0 円	0 円
低所得	市民税非課税者		0 円	0 円
一 般	市民税課税者	所得割 16 万円未満	37,200 円	9,300 円
		所得割 16 万円以上		37,200 円

※ 本人または配偶者のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、支給の対象外となります。

【18歳未満の障がい児】

・補装具費の支給基準および月額負担上限額を算定する際の所得区分については、利用する障がい児の属する世帯の所得で判断されます。

市の独自軽減

負担区分	対 象		月額負担上限額	軽減後
生 保	生活保護受給世帯		0 円	0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円	0 円
一 般	市民税 課税世帯	所得割 28 万円未満	37,200 円	4,600 円
		所得割 28 万円以上		37,200 円

※ 本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、支給の対象外となります。

(2) 重度身体障がい者・児等への日常生活用具の給付・貸与

重度障がい者・児および難病患者等が家庭生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするために必要な生活用具を給付・貸与します。原則として購入等に係る費用の1割を負担いただくこととなりますが、所得に応じて一定の月額負担上限額を設定いたします。(補装具と同じです。)

貸与器具については、低所得世帯のみとなります。

本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、給付の対象外となります。

※ 介護保険対象者は、介護保険のサービスが優先となります。

※ 事前にご相談ください。

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

重度障がい者・児用給付種目(身体・知的・精神) ※難病含む

種 目	基準額(円)	対 象 者	性 能	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で18歳以上の者 ②難病患者等(法第4条第1項及び第2項に規定する難病患者等をいう。以下同じ。)であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者	腕,脚等の訓練のできる器具を付帯し,原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	19,600	①下肢又は体幹機能障がい1級の18歳以上の者 ②下肢又は体幹機能障がい2級以上で3歳以上の児 ③重度の知的障がい児・者で3歳以上の者 ④難病患者等であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	エアマット	82,400	①両下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい児・者(常時介護を要する寝たきりの者に限る。)	褥瘡の防止のためのものであってエアマットと送風装置からなるもの。	5年
	特殊尿器	67,000	①下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	82,400	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で入浴に介護を要する3歳以上の児・者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	15,000	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト	159,000	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で3歳以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が障がい者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	33,100	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童であって、原則として3歳以上の児	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年

	訓練用ベッド	159,200	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	①下肢又は体幹機能障がい児・者で入浴に介助を要する3歳以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器 (手すり)	4,450 (5,400)	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、常時介助を要する者	障がい者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・棒状のつえ	3,000	①下肢若しくは体幹機能障がい児・者	障がい者が容易に使用し得るもの。	3年
	移動・移乗支援用具	60,000	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する身体障がい児・者で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	12,160	①下肢又は体幹機能障がい児・者 ②てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度の知的障がい児・者および精神障がい者1級	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
	特殊便器	151,200	①上肢障がい2級以上の者 ②上肢障がい2級以上の児童で学齢児以上の児 ③重度の知的障がい児・者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な児・者 ④難病患者等であって、当該難病に起因し、上肢機能に障がいのある者	障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

自立生活支援用具	火災警報器	15,500 (ただし、聴覚障がい児・者の場合は32,600)	①障がい等級 2 級以上の身体障がい児・者(ただし、聴覚障がい児・者の場合は等級にかかわらず) ②重度の知的障がい児・者 ③精神障がい者 1 級で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音若しくは振動又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年
	自動消火器	28,700	①障がい等級 2 級以上の身体障がい児・者(ただし、聴覚障がい児・者の場合は等級にかかわらず) ②重度の知的障がい児・者 ③精神障がい者 1 級で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ④火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8 年
	電磁調理器	41,000	①視覚障がい 2 級以上の盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ②重度の知的障がい者で 18 歳以上の者	視覚障がい者、知的障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	①視覚障がい 2 級以上で学齢児以上の児・者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10 年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	①聴覚障がい 2 級以上の 18 歳以上の者で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	①腎臓機能障がい 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 ②腎臓機能障がい 3 級以上で 3 歳以上の児	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年
	ネブライザー (吸入器)	36,000	①呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい児・者であって必要と認められる者で学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの。	5 年

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	56,400	①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって必要と認められる者で学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用体温計(音声式)	9,000	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって学齢児以上の児・者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用体重計	18,000	①視覚障がい2級以上の18歳以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	盲人用血圧計	15,000	①視覚障がい2級以上の18歳以上の者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	①難病患者等であって、当該難病に起因し、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	①音声機能若しくは言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者で学齢児以上の児・者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	情報・通信支援用具	100,000	①視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上の児・者	パソコンを使用する際に必要な不自由さを補助する周辺機器やソフト等で障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	点字ディスプレイ	383,500	①視覚障がい1級又は視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級の身体障がい者で必要と認められる者で18歳以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
	点字器	10,400	①視覚障がい児・者で学齢児以上の児・者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	7年
点字タイプライター	63,100	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で、本人が就労若しくは就学しているか就労が見込まれる児・者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年	

情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 または、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	盲人用テープレコーダー	23,000	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者	操作の表示が点字で表示されているもの又は簡単に操作ができるもの。	5年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者	①文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ②事前に、知りたい物の内容を音声で登録したタグを読み取り、登録した内容を音声で出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	①視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で学齢児以上の児・者	①画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。 ②音声読み取り画面の上に読みたいもの(印刷物等)を置くことで、活字文書を認識し、簡単に音声読み上げができるもの。	8年
	盲人用時計	触読式 10,300 音声式 13,300	①視覚障がい2級以上で18歳以上の者(音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障がい者用通信装置	71,000	①聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいを有する児・者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、学齢児以上の児・者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年

聴覚障がい者用 情報受信装置	88,900	①聴覚障がい児・者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
人工喉頭	70,100	①喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年
福祉電話(貸与)		①難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—
点字図書		①主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書。	—

排泄・ 管理 支援 用具	ストマ装具	蓄便袋 8,600 蓄尿袋 11,300	①ストマ造設者	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—
	紙おむつ等(紙おむつ, 洗腸用具, サラシ・ガーゼ等衛生用品)	12,000	3歳以上であって, 次のいずれかに該当する者 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん, ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者で, 紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 ②先天性疾患(先天性鎖肛をのぞく)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある者で, 紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で, 紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 ④脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で, 身体障がい者更生相談所もしくは指定育成医療機関(児の場合)の判定により, 紙おむつ等の用具類を必要とするもの。	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—
	収尿器	8,500	①高度の排尿機能障がい者	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	1年
住宅 改修 費	居室生活動作補助用具	200,000	①下肢, 体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者(特殊便器への取替えをする場合は, 上肢障がい2級以上の者) ②難病患者等であって, 当該難病に起因し, 下肢又は体幹機能に障がいのある者	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

両耳の聴カレベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)の補聴器の交付や修理を行います。原則として購入等に係る費用の1割を負担いただくこととなりますが、所得に応じて一定の月額負担上限額を設定いたします。(補装具と同じです。)

本人または世帯主のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、支給の対象外となります。

※ 新規交付につきましては、医師の意見書が必要となります。

※ 労働者災害補償保険法(平成22年法律第50号)その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合は対象外となります。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2362

FAX 636-0398

(4) 重度身体障がい者住宅改造費の助成

重度の身体障がい児(者)の日常生活を容易にするために、住宅設備を改造する経費の一部を補助することにより、生活環境の整備を図ります。

<対象者>

次のすべての条件を満たす方に給付されます。

■ 1級・2級に該当する両下肢または体幹の機能障がい^①を有している方。または、3級に該当する下肢の障がいのうち一下肢の機能を全廃したもので、かつ、次のいずれかに該当する障がい^②を有している方(①1級に該当する上肢の障がいのうち両上肢の機能の全廃、②2級に該当する上肢の障がいのうち両上肢の機能の著しい障がいまたは一上肢の機能の全廃、③3級に該当する上肢の障がいのうち一上肢の機能の著しい障がい)。または、1級・2級に該当する乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がい^③を有している方。

■ 重度身体障がい者の属する世帯の前年分所得税額が16,200円以下である方または生計中心者の前年所得税額が非課税である方。

<給付額>

補助対象工事に要した経費の4分の3とします。ただし、その額は900,000円を限度とします。

※ 事前にご相談ください。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2362

FAX 636-0398

(5) 身体障がい者用市営住宅(車いす用住宅)

下肢および体幹にかかる障がい1・2級に該当し、常時車いすが必要な方のいる世帯を対象にした住宅です。空きがある場合に申し込みを受け付けます。

申し込みには入居者全員の合計収入が一定基準以内であるなどの条件があります。

なお、入居申込者が募集戸数を上回った場合は、公開抽選で入居者を決定します。

■住宅課

住宅管理グループ

TEL 632-2553

FAX 639-0614

(6) ふれあい収集（戸別訪問収集）

ごみをごみステーションまで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者の自宅に直接訪問し、ごみの収集を行います。

<対象者>

親族や近所などから支援が受けられず、自力でごみを出すことが困難である方で、おおむね次に該当する方。

■要介護2以上の認定を受けている、65歳以上のひとり暮らしの高齢者

■視覚障がい3級以上・肢体障がい3級以上のひとり暮らしの障がい者

※ その他、上記と同程度の状態にある高齢者や障がい者など、対象となる場合もありますので、ご相談下さい。

<収集回数>

週1回（家庭から排出される資源物、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみを収集）

<手続き>

申込みを希望される方は、事前にごみ減量課 収集指導グループ(市役所12階)へ電話でお問い合わせのうえ、介護保険被保険者証の写し又は障がい者手帳の写しを添えて、申請書類を提出して下さい。

■ごみ減量課
収集指導グループ
TEL 632-2423
FAX 632-3316

(7) 高齢者等ホームサポート事業

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などに日常生活をしていくために必要な支援を行います。

<サービスの内容>

寝具類等大物の洗濯・日干し、家周りの手入れ、軽微な修理、屋内の整理・整頓など

<対象者>

前年所得税非課税の世帯のうち、65歳以上で介護保険で認定を受けているひとり暮らし高齢者、障がい者(手帳所持者)のみで構成された世帯。

<利用量> 原則として、週2時間以内。

<費用> 料金の1割と材料費等の実費全額。

<手続き> サービスの利用には、利用登録が必要です。

- ・利用登録→障がい福祉課 福祉サービスグループまたは保健と福祉の相談窓口
- ・利用申込→シルバー人材センター

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398
■シルバー
人材センター
TEL 633-5300
FAX 639-0120

(8) 車いす等の貸し出し

高齢や身体障がい、または事故・病気等の理由で「一時的に」車いすを必要とされる方のために、車いす等の貸出をします。ただし、入院中の方や施設などに入所している方の、病院・施設内での利用は対象となりません。

＜貸出期間＞ 最大で3か月以内

＜費用＞ 無料

＜手続き＞ 市社会福祉協議会ボランティアセンターに電話で連絡のうえ、
『印鑑』を持参し、『申請書』を記入・提出してください。

■ボランティアセンター

TEL 636-1285

FAX 634-2870

場所	所在地	電話番号
ボランティアセンター	中央1丁目1-15(総合福祉センター内)	636-1285
河内総合福祉センター	白沢町 385	673-8453
ことぶき会館	屋板町 558	656-8792
ふれあい荘	陽東2丁目 3-1	663-3156
やすらぎ荘	宝木本町1991-1	665-5284
すこやか荘	下砥上町1259-3	648-7750
上河内老人福祉センター	松田新田町116-1	674-4003
雀の宮作業所	新富町15-25	655-4091
若草作業所	若草3丁目12-11	643-4759

(9) 生活保護の障がい者加算

生活保護受給者で身体障がい者手帳1～3級の交付を受けた方、障がい年金1～2級受給の方、および療育手帳A1～B1の交付を受けた方は、障がい者加算が付く場合があります。ただし、障がい者加算と母子加算のいずれも支給対象となる方には、いずれか高い加算額が付くこととなっています。

■生活福祉第1・2課

TEL 632-2105

632-2465

FAX 632-2355

(10) 補助犬の給付および費用助成

18歳以上の在宅の身体障がい者に補助犬を給付することにより、自立更生を図ることを目的としています。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2363

FAX 636-0398

＜条件＞

- 所定の共同訓練を受け、補助犬を適切に利用し、飼育できること。
- 自己の所有以外の家屋に居住している場合、その家屋の所有者(または管理者)の承諾を得られること。
- その他知事が特に必要と認めた方。

＜費用の助成＞

市では、これらの条件によって補助犬を導入した身体障がい者に、導入時に10万円を、導入の次年度からは5年間2万円ずつ助成します。

※ 事前にご相談ください。

(11) 補助犬等に係る犬の登録手数料等の徴収免除

犬には生涯一度の登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられておりますが、補助犬(盲導犬, 介助犬及び聴導犬)にあつては、犬の登録申請手数料, 狂犬病予防注射済票交付手数料及びこれらの再交付手数料の徴収を免除します。

■生活衛生課
環境衛生グループ
TEL 626-1108
FAX 627-9244

<対象者及び必要書類>

補助犬使用者:身体障がい者手帳, 身体障がい者補助犬認定証

またはその他身体障がい者補助犬であることを証明する書類

補助犬訓練施設等の法人:指定書

<申請の方法>

必要書類を提示し, 手数料徴収免除申請書を保健所生活衛生課窓口に御提出ください。

※ 狂犬病予防注射済票の交付にあつては, 動物病院発行の狂犬病予防注射済証も必要です。

(12) 成年後見制度

認知症の高齢者, 知的障がいや精神障がいのある方など, 判断能力が不十分な方が, そのことによって不利益を被らないように, 家庭裁判所に申し立てをして, 援助してくれる人を付けてもらう制度です。身寄のない方など, 申立人がいない場合は, 市長が申し立てることができます。

認知症の高齢の方は
■高齡福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2357
FAX 632-3040

知的障がいの方は
■障がい福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2339
FAX 636-0398

精神障がいの方は
■保健所保健予防課
保健対策グループ
TEL 626-1114
FAX 626-1133

(13) 障がい者のための講習, 訓練

障がい者の社会参加を促進するため, 障がいに応じた各種講習や訓練を行っています。これらの事業は, 関係団体等に委託しています。

■栃木県障害福祉課
TEL 623-3053
FAX 623-3052

事業名	事業内容
視覚障害者社会・日常生活支援事業	視覚に障がいのある方に対し、日常生活や社会生活に必要な知識や諸能力の習得、体験交流等が行える場を設定
視覚障害者生活訓練事業	視覚に障がいのある方に対し、点字等の講習を実施
障害者相談会・研修会開催事業	主に視覚、聴覚、知的に障がいのある方に対し、日常生活や社会生活において直面するさまざまな課題を解決するための相談会及び必要な知識を吸収するための講習会や訓練等を実施
肢体不自由者行動訓練事業	主に肢体不自由者に対して野外訓練等生活行動訓練を実施
レクリエーション・社会生活トレーニング事業	主に知的に障がい(家族を含む)のある方に対し、レクリエーションを通じた社会生活のトレーニングを実施
音声機能障害者発声訓練・発声訓練士養成事業	音声機能障がいのある方に対し、発声訓練の実施および発声訓練士養成などを実施
オストメイト社会適応訓練・相談支援者育成事業	人工肛門、人工ぼうこうを造設している方に対して、ストマ用器具の使用等に関する講習会の実施及び相談支援者育成などを実施

II 社会参加の促進と支援

(1) 自動車改造費の助成

上下肢や体幹に機能障がいのある身体障がい者が就労等のため自動車を取得し、ハンドルに握りを付けたり、ブレーキ、アクセルを手動にするなど制動装置等を改造する必要があるとき、世帯の所得に応じて改造費を助成します。

限度額は100,000円とします。

※ 事前にご相談ください。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398

(2) 重度心身障がい者タクシー料金助成 **市単独事業**

重度の心身障がい者や重度の在宅精神障がい者が通院などのためにタクシーを利用したときに、そのタクシー料金の一部を助成します。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398

<対象者>

宇都宮市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- 身体障がい者手帳を所有し、その障がいの程度が1級または2級の方。
- 療育手帳を所有し、その程度がA・A1・A2の方。
- 精神障がい者保健福祉手帳を所有し、その障がいの程度が1級の方。(身体障がい者手帳・療育手帳所有の方を除く。)

※各タクシー事業者

<助成額>

- タクシー利用1回につき、助成券2枚まで使用することができ、1枚につき基本料金相当額を上限とし、実額を助成します。
- 年間の交付枚数は、60枚を限度とします。

<申請の方法>

■重度心身障がい者の方

身体障がい者手帳または療育手帳、印鑑(ゴム印不可)を持って市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターへ申請します。地区市民センターでの申請の場合、助成券は後日郵送となります。

※ 翌年度からは、毎年3月末に郵送いたしますので、手続の必要はありません。

■精神障がい者の方

精神障がい者保健福祉手帳、印鑑(ゴム印不可)を持って市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターへ申請します。地区市民センターでの申請の場合、助成券は後日郵送となります。

＜助成券の交付＞

助成券は1か月5枚の割合で、その年度(4月1日から翌年3月31日)有効のものをまとめて交付します。

たとえば、4月中に申請しますと60枚、5月中に申請しますと55枚になります。

＜利用できるタクシー＞

宇都宮市と協定を締結しているタクシー会社と個人タクシーが利用できます。

＜助成券の利用法＞

タクシー料金を支払う時に、手帳を運転手に見せるとともに、助成券1枚または2枚を運転手に渡し、タクシー料金から助成額を差し引いた金額を支払います。

＜その他＞

- 有効期限を経過したものや、助成対象者でない方は使用できません。また、助成券を他人に譲ったり、貸したりすることもできません。
- 助成券は、いかなる理由でも、再交付できません。

(3) 知的障がい者に対する交通費助成 **市単独事業**

療育手帳の交付を受けた知的障がい者が、通学、通院、訓練等のため定期的に交通機関を利用する場合に、その交通費の2分の1を助成します。介護を必要とする場合には、介護者も認められます。(特別支援教育就学奨励費を受給している方を除く。)

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398

(4) 精神障がい者交通費助成 **市単独事業**

在宅精神障がい者が通院や通所のために公共交通機関を利用する場合、その料金の一部を助成します。

＜対象者＞

宇都宮市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- 精神障がい者保健福祉手帳を所有し、その障がいの程度が2級または3級の方(身体障がい者手帳・療育手帳所有の方を除く。)

＜助成額＞

- 通院の場合(バスに限る。)
 - 1か月あたり1,000円のバスカードを交付します。
 - 年間の交付枚数は、12枚を限度とします。
- 通所の場合(バスまたは電車に限る。)
 - 通所の実日数に1日あたり190円を乗じた額を助成します。

＜申請の方法＞

交通費の助成を受けようとする方は、精神障がい者保健福祉手帳、印鑑(ゴム印不可)を持って市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターへ申請します。

＜助成券の交付および助成額の振込＞

通院の場合は、申請月より起算して、翌年の3月まで最高12,000円分のバスカードをまとめて交付します。

たとえば、4月中に申請しますと12,000円分(12枚)、5月中に申請しますと

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

11,000円分(11枚)になります。

通所の場合は、申請により、受給資格決定後、7月・10月・1月・4月の各月に前月までの請求書を提出し、通所日数に190円を乗じた額を、翌月に本人の口座に現金を振り込みます。

<その他>

- バスカードは、いかなる理由でも再交付しません。
- 通所の場合、助成申請書には通所する施設の確認が必要です。

(5) 身体障がい者自動車運転技術教習制度

身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大し、自立更生を促進するため普通自動車運転免許取得教習を受けられる場合に、その費用を助成します。

<対象者>

- 肢体不自由者であって、栃木県警察本部長の実施する運転適性検査の結果、クラッチ、ブレーキ、アクセル、その他の装置について改造された車両に限定されて、運転の適性を認められた方。
- 聴覚障がいの程度が2級または3級であって、補聴器を使用しても音声による通常の会話ができない方。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398

<助成額>

区 分	助 成 額
身体障がい者が、所得税非課税世帯に属する場合	実費(18万円を限度)
身体障がい者が、所得税年16,200円以下の世帯に属する場合	実費の2分の1(9万円を限度)

※ 事前にご相談ください。

(6) 鉄道・バス運賃割引制度

身体障がい者手帳や療育手帳を所持している方が旅客鉄道株式会社(JR)の経営する鉄道やバスを利用する場合、手帳を提示すると運賃が割り引きされます。

**■JR鉄道 みどりの窓口設置駅等
列車時刻, 運賃・料金, 空席情報案内
TEL 050-2016-1600
(ご案内時間 6:00~24:00)**

また、JR以外の鉄道・バスについても、JRに準じて割り引きを行っているところもありますので、お問い合わせください。

<JR鉄道>

割引乗車券の種類および割引率

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	本人・介護者 ともに5割	12歳未満の小児定期は割り引きされず、介護者のみ5割引き。介護者は年齢職業に関係なく通勤乗車券を発売。
第二種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割	障がい者が12歳未満の場合のみ割引対象。介護者は年齢職業に関係なく通勤乗車券を発売。
利用方法	▽ 乗車券販売窓口で身体障がい者手帳・療育手帳を提示し、割引乗車券を購入する。			

■ 介護者は1名のみです。

■ 第1種、第2種の別については、手帳に記載されています。なお、知的障がい者については、障がい程度がA・A1・A2の方が第1種、B・B1・B2の方が第2種となっています。

**■東武鉄道 お客さまセンター
TEL 03-5962-0102
(ご案内時間 8:30~19:00)
(年中無休 ただし年末年始を除く)**

<東武鉄道>

割引乗車券の種類および割引率

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	本人・介護者 ともに5割	12歳未満の小児定期は割り引きされず、介護者のみ5割引き。介護者は年齢職業に関係なく通勤乗車券を発売。
第二種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割	障がい者が12歳未満の場合のみ割引対象(ただし幼児の場合、その幼児は無料で介護者のみ5割引となります)。介護者は年齢職業に関係なく通勤乗車券を発売。
利用方法	▽ 乗車券販売窓口で身体障がい者手帳・療育手帳を提示し、割引乗車券を購入する。			

■ 時差回数乗車券と土・休日割引回数乗車券については、割引の取り扱いはいたしません。

■ 詳しくは東武鉄道お客さまセンター(03-5962-0102)へお問い合わせください。

<JRバス>

割引乗車券の種類および割引率

■JRバス 687-0671
 ■関東バス 634-8133
 ■東野バス 662-1080

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障がい者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券	本人・介護者ともに5割	
		定期乗車券	本人・介護者ともに3割	12歳未満の小児については介護者のみ割引対象。介護者は年齢職業に関係なく通勤乗車券を発売。
第二種障がい者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券	本人のみ5割	
		定期乗車券	介護者のみ3割	障がい者が12歳未満の場合のみ割引対象。介護者は年齢職業に関係なく通勤乗車券を発売。
利用方法	▽ 運賃支払の際に、乗務員に身体障がい者手帳・療育手帳を提示し、割り引きした運賃を支払う。			

- 介護者は1名のみです。
- 第1種、第2種の別については、手帳に記載されています。なお、知的障がい者については、障がい程度がA・A1・A2の方が第1種、B・B1・B2の方が第2種となっています。
- 障がい者関係団体が行事などで貸切バスを利用する場合は、割り引きされることがありますので、バス会社にお問い合わせください。

(7) 航空旅客運賃割引制度

<対象者>

12歳以上で身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受け、次に該当する方が国内航空を利用する場合、運賃が割り引きされます。

■各航空会社
 または
 ■各旅行会社

障がい者割引運賃は航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者または路線によって異なります。

対象者	割引適用者	割引を受ける方法
第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	本人および 介護人	手帳を航空券購入窓口に提示します。
第2種身体障がい者 第2種知的障がい者	本人のみ	手帳を航空券購入窓口に提示します。

(8) 有料道路通行料金の割引制度

<適用範囲>

- 身体障がい者手帳を所有する方が、自動車(営業用の自動車を除く)を、自ら運転する場合。
- 重度の身体障がい者(第1種身体障がい者)または重度の知的障がい者(第1種知的障がい者)が乗車し、その移動のために介護者が、本人または本人の親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く)を、運転する場合。(本人または本人の親族等が自動車を所有していない場合は、当該重度障がい者を継続して日常的に介護している方が所有する自動車を含む。)

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■有料道路 ETC 割引
登録係
TEL045-477-1233

<利用手続き>

身体障がい者手帳または療育手帳、運転免許証(重度の身体障がい者、重度の知的障がい者は不要)、車検証を持って、市役所1階障がい福祉課または地区市民センター、出張所へ申請します。

手帳に、割引の対象である旨の押印および自動車登録番号、有効期限の記載を受けます。

<利用方法>

有料道路の料金支払の際に、割引の対象である旨の記載を受けた手帳を見せるとともに、所定の料金を支払います。割引料金額は、原則として通常料金の半額です。

<ETC利用対象者証明書の発行>

ETCを利用する方は、ETC利用申請が必要となります。

ETC車載器セットアップ申込書・証明書およびETCカード(20歳以上の場合、ETCカードの名義は、原則障がい者本人名義に限ります。)を上記の利用手続きのときに提示して申請します。

発行されたETC利用対象者証明書を、所定の封筒で有料道路 ETC 割引登録係あて郵送し、登録済結果通知が届いてから、ETCを利用できます。

(9) 一般乗用旅客自動車(タクシー)割引制度

心身障がい者がタクシーを利用する場合、手帳を提示すると運賃の1割が割り引きされます。

<対象者>

身体障がい者手帳または療育手帳を所持している方。

<割引を受ける方法>

タクシー料金支払いの際に手帳を提示する。

<重度心身障がい者タクシー料金助成制度との併用>

障がい者タクシー料金助成券をお持ちの方は、運賃メーター器表示額より1割割り引きされた金額について適用されます。

【使用例】

基本料金730円のタクシーを利用し、運賃が1,810円で、タクシー助成券を2枚使用した場合

$$1,810 \times 0.9 = 1,629 \Rightarrow 1,620 \text{ (10円未満の端数は切り捨て)}$$

$$1,620 - 1,460 \text{ (タクシー助成券2枚使用730円} \times 2 \text{枚)} = 160 \Rightarrow 160 \text{円を}$$

現金で支払う。

※ 重度心身障がい者タクシー料金助成制度については62ページを参照。

(10) 障がい者福祉バスの利用

宇都宮市では、障がい者の社会参加を促進するため、リフト付きの障がい者福祉バス「友愛号」を運行しています。

<利用資格>

下記の1～3「すべて」の要件に該当する団体等

- 1 次のいずれかに該当する団体等
 - ・市内に居住する障がい者及びその介護者
 - ・市内の障がい者福祉団体(障がい者又はその保護者及び関係者で組織され、障がい者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与している団体)
 - ・障害者総合支援法第29条第1項の規定による市内の指定障がい福祉サービス事業者等
 - ・市内の特別支援学校・市立小中学校の特別支援学級児童生徒及びその介護者
 - ・その他市長が適当と認める団体
- 2 福祉バスを利用するときは、半数以上は障がい者であることとします。(ただし、上記「その他市長が適当と認める団体」は除く。)
- 3 福祉バスを利用するときの乗車人員は、10名以上33名以内とします。ただし、車いす使用者のみの利用の場合においては、3名以上(介護者1名を含む。)とします。

■宇都宮市
社会福祉協議会
施設管理課(直通)
TEL 634-2941
FAX 638-9856

<利用対象事業>

- 1 講習会, 研修会, 社会見学などの教育事業
- 2 文化祭, スポーツ大会, レクリエーションなどの社会参加促進事業
- 3 機能回復訓練
- 4 その他市長が適当と認める行事

<利用時間等>

- 1 利用できる時間は、午前9時から午後5時までとし、1日の走行距離は200キロメートル以内で、利用日数は2日以内とします。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではありません。
- 2 福祉バスの運休日は、12月29日～翌年1月3日、点検整備日、その他市長が必要と認めた日とします。

<利用に伴う費用負担>

利用料は無料ですが、下記の費用が発生する場合は、利用団体等の負担となります。

- 1 宿泊する場合の運転手の宿泊費
- 2 有料道路の通行料
- 3 駐車料
- 4 その他市長が必要と認めた経費

<利用の予約等>

- 1 利用希望日等を、電話またはファクシミリにより、利用希望日(2日間の場合は初日)の6ヶ月前から10日前までに、宇都宮市社会福祉協議会の施設管理課(直通)まで連絡してください。同一日に利用を希望する団体等が複数あるときは、先着順となります。
- 2 利用の予約をした団体等は、添乗責任者を定め、利用希望日(2日間の場合は初日)の10日前までに、行程表を添付した「福祉バス利用承認申請書」を宇都宮市社会福祉協議会まで提出してください。

- ※ 「福祉バス利用承認申請書」の様式は宇都宮市社会福祉協議会で配布しているほか、宇都宮市公式HPまたは宇都宮市社会福祉協議会公式HPからダウンロードできます。
- 3 宇都宮市社会福祉協議会が内容を審査し、利用を適当と認めた場合には、当該申請団体等に対して、「福祉バス利用承認通知書」を送付します。

(11) 福祉車両の貸し出し

市内にお住まいで、車いす等を使用しなければ歩行等が困難で、一般の交通機関のご利用が難しい方が、通院や入退院または各種研修会やレクリエーション等に参加できるよう、車いすのまま乗り降りできる福祉車両の貸し出しを行っています。

<貸出期間>

最長2日

<費用>

無料(燃料および有料道路や駐車場等の料金は利用者負担です)

<乗車定員>

3名:車いす使用者1名と同乗車2名です(運転手含む)。

<利用制限>

月2回の利用を限度とし、走行範囲は栃木県内のみとなります。

<手続き>

河内総合福祉センター

TEL 673-8453

FAX 673-1029

上河内老人福祉センター

TEL 674-4003

FAX 674-4258

■宇都宮市社会福祉協議会
福祉サービス課

TEL 636-1215

FAX 637-2020

(12) 「おもいやり駐車スペース」利用証交付事業

高齢者や障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、利用証を交付する事業です。

■保健福祉総務課
企画グループ
TEL 632-2919
FAX 639-8825

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2361
FAX 636-0398

<対象者>

対象者	必要書類・要件	有効期限
①身体障がい者	身体障がい者手帳（1～6級 14区分）	なし(グリーン)
②知的障がい者	療育手帳（障がいの程度A）	なし(グリーン)
③精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級	なし(グリーン)
④難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証，通知書（特定医療費申請結果），小児慢性特定疾病医療費受給者証，一般特定疾患医療受給者証のいずれか	なし(グリーン)
⑤高齢者	介護保険被保険者証 要介護1～5	なし(グリーン)
⑥妊産婦	母子健康手帳（妊娠7ヶ月～産後1年）	あり(オレンジ)
⑦傷病人	・本人確認書類（運転免許証，保険証等） ・交付申請書への医師の記入又は医師の診断書等，歩行困難であり，医療機関を受診していることが確認できるもの	あり(オレンジ)

※ 身体障がい者の交付基準

身体障がい区分		対象等級
視覚障がい		1級～4級
聴覚又は 平衡機能障がい	聴覚障がい	—
	平衡機能障がい	3級・5級
音声言語機能障がい		—
肢体不自由	上肢	1級・2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級・5級
肢体不自由(脳原性の運動機能障がい)	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓，じん臓，呼吸器， ぼうこう又は直腸， 小腸の機能障がい	心臓機能障がい	1級・3級・4級
	じん臓機能障がい	1級・3級・4級
	呼吸器機能障がい	1級・3級・4級
	ぼうこう又は直腸機能障がい	1級・3級・4級
	小腸機能障がい	1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～4級
肝臓の障がい		1級～4級

<交付場所>

- ・ 栃木県(本庁，健康福祉センター)
- ・ 県内市町(本庁，出先機関等)
- ・ 障がい者団体等

※ 本市では，本庁保健福祉総務課，障がい福祉課，高齢福祉課，子ども家庭課，保健所保健予防課，各地区市民センター，各出張所にて交付します。

<交付手続き>

- ・ 交付場所の窓口で直接交付，郵送は不可。
- ・ 利用証交付場所へ必要書類(写しは不可)を持ってお越しください。その場で交付いたします。
- ・ 宇都宮市民以外であっても，栃木県に居住していることが確認できる場合は，本市の交付場所での手続きも可能。

(13) 駐車禁止場所における駐車許可

身心の障がいによって歩行が困難で、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章を受けた方は、公安委員会が駐車を禁止した場所での、必要最小限の駐車が可能になります。

ただし、駐停車禁止場所および法定の駐車禁止場所での駐車はできません。

なお、標章を使用する場合は、前面ガラス内側の見やすい箇所に標章の記載内容が確認できるように掲出してください。

詳しくは最寄りの警察署交通課へお問い合わせください。

■県警察本部
交通規制課
TEL 621-0110(代)
■各警察署
中央 623-0110(代)
東 662-0110(代)
南 653-0110(代)

(14) 高齢運転者等専用駐車区間制度について

官公庁や福祉施設、公園など施設の利用が見込まれる場所でありながら駐車場が確保されていない又は足りない場所の付近道路を公安委員会で指定し専用の道路標識を設置しました。この専用駐車区間で「専用場所駐車標章」を自動車前面ガラスの内側の見やすい箇所に掲出して下さい。

<「専用場所駐車標章」交付対象者>

■70歳以上の高齢の方

■妊娠中又は出産後8週間以内の方

■聴覚障がい又は肢体不自由によって普通自動車免許に条件が付されている方

※普通自動車免許を持った人が、上記いずれかの条件を満たした場合、標章交付対象者となります。

※「専用場所駐車標章」の申請及び交付は、住所地を管轄する警察署で受け付けることができます。詳しくは最寄りの警察署交通課へお問い合わせ下さい。

■県警察本部
交通規制課
TEL 621-0110(代)
■各警察署
中央 623-0110(代)
東 662-0110(代)
南 653-0110(代)

(15) 「ヘルプカード・ヘルプマーク」の配布について

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困った際に、周囲の人が障がいの特性を理解し、適切に支援できるよう、ヘルプカードを配布しています。

また、障がいがあることが外見からは分かりにくい方が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようヘルプマークを配布しています。

本市では、障がい福祉課、各地区市民センター等の窓口で配布しています。

ヘルプマーク制度
については
■栃木県障害福祉課
社会参加促進担当
TEL 623-3053
FAX 623-3052
配布については
■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398



ヘルプカード



ヘルプマーク

(16) 「介護マーク」の配布について

高齢者や障がいのある方などを介護する方が、介護中に公共のトイレ利用や買い物などをする際に、周囲から偏見や誤解を受けることのないよう、また、地域における日常的な支えあいを推進するため、介護マークを配布しています。

本市では、障がい福祉課および高齢福祉課の窓口で配布しています。

制度については
■栃木県高齢対策課
 生きがいつくり担当
 TEL 623-3048
 FAX 623-3058
 配布については
■障がい福祉課
 企画グループ
 TEL 632-2353
 FAX 636-0398
■高齢福祉課
 企画グループ
 TEL 632-2903
 FAX 632-3040

(17) 重度身体障がい者の郵便等による不在者投票

■郵便等投票ができる方

身体障がい者手帳をお持ちの方で次のような障がいのある方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等によりご自宅で不在者投票ができます。

(原則として自書できる人に限ります。)

身体障がい者手帳の場合	
障がいの区分	障がいの程度
両下肢	1級・2級
体幹	
移動機能	
心臓	1級・3級
じん臓	
呼吸器	
ぼうこう又は直腸	
小腸	1級・2級・3級
免疫又は肝臓	

(注意)身体障がい者手帳の「身体障がい者等級表による級別」欄ではなく、「障がい名」欄で該当の有無を判断します。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

介護保険の被保険者証の場合	
要介護状態区分	要介護5

※ 上記の表以外に、戦傷病者手帳の受給者も該当となる場合がありますので、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■代理記載による郵便等投票ができる方

上記の要件に該当し、かつ、次のような障がいのある方は、代理記載人による代理記載の方法で郵便等による不在者投票をすることができます。

身体障がい者手帳	
障がいの区分	障がいの程度
上肢	1級
視覚	

(注意)身体障がい者手帳の「身体障がい者等級表による級別」欄ではなく、「障がい名」欄で該当の有無を判断します。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※上記の表以外に、戦傷病者手帳の受給者も該当となる場合がありますので、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■お問い合わせはお早めに

上記の要件により郵便等投票に該当する方は、郵便等投票証明書の交付申請が必要となりますので、あらかじめ選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■選挙管理委員会事務局
 TEL 632-2793
 FAX 632-2790

(18) 市の施設利用料の減免

身体障がい者手帳, 療育手帳, 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者1人(障がいのある方に同伴する場合), 障がい者団体などを対象に, 利用料金を原則免除(無料)にします。

■障がい福祉課

企画グループ

TEL 632-2353

FAX 636-0398

施設名		減免額	減免に関する問い合わせ	
			電話番号	ファクス番号
市総合福祉センター		全額免除	634-2941	638-9856
茂原健康交流センター		全額免除	654-2815	654-2830
市老人福祉センター	ことぶき会館	全額免除	656-8792	
	ふれあい荘		663-3156	
	やすらぎ荘		665-5284	
	すこやか荘		648-7750	
	上河内老人福祉センター		674-4003	674-4258
サン・アビリティーズ		全額免除	656-1458	
子ども発達センター		全額免除	647-4720	644-4715
総合コミュニティセンター		別途, 基準により減免	632-2900	632-3268
地域コミュニティセンター		別途, 基準により減免	632-2900	632-3268
市民活動センター		別途, 基準により減免	632-2900	632-3268
地区市民センター		別途, 基準により減免	632-2900	632-3268
まちづくりセンター		別途, 基準により減免	661-2778	689-2731
岡本コミュニティプラザ		別途, 基準により減免	673-6500	671-7114
田原コミュニティプラザ		別途, 基準により減免	672-4000	672-7066
市民プラザ多目的ホールおよび会議室		別途, 基準により減免	616-1540	616-1541
市民プラザ市民ギャラリー		別途, 基準により減免	616-1573	
市男女共同参画推進センター「アコール」		全額免除	636-4075	636-4079
青少年活動センター		全額免除	663-3155	662-6540
市営駐車場(中央・相生・駅西) 減免手続きが可能な時間 中央 午前8時～午後10時 駅西 午前7時～午後9時 相生 午前7時30分～午前0時		最初の2時間まで全額免除 ただし, 総合福祉センター, 中央生涯学習センターを利用 する場合は中央駐車場のみ3 時間まで全額免除	632-2433	632-5420
市営駐車場(雀宮駅東口) 減免手続きが可能な時間 午前6時～午前0時		最初の6時間まで全額免除	632-2513	639-0626
市営自転車駐車場		全額免除	632-2513	639-0626
宮サイクルステーション		全額免除	627-3196	
オリオン市民広場		全額免除	632-2434	632-5420
バンバ市民広場		全額免除	632-2434	632-5420
ろまんちっく村		宿泊料は1割減額, その 他は全額免除	665-8800	665-8678
上河内地域交流館(梵天の湯)		全額免除	674-8963	674-8965
河内ふれあい市民農園		全額免除	632-2475	639-0619
河内農村体験交流館		全額免除	632-2456	632-5420
河内農業構造改善センター		全額免除	632-2475	639-0619
西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター		全額免除	632-2475	639-0619
少年自然の家		1割減額	652-3450	
市自然休養村管理センター		全額免除	652-3450	

施設名	減免額	減免に関する問い合わせ	
		電話番号	ファクス番号
宮原運動公園	全額免除	658-1052	
駒生運動公園	全額免除	648-3320 (平日は 658-1052)	
清原中央公園, 清原南公園, 清原体育館	全額免除	667-1227	667-1228
御幸公園, みずほの中央公園, みずほの中央公園アーチェリー場, 市体育館	全額免除	663-1611	663-0067
駅東公園プール	全額免除	661-5310	655-6827
陽南プール	全額免除	658-5813	655-6827
ドリームプールかわち, 河内総合運動公園陸上競技場・多目的運動広場	全額免除	673-0212	673-0312
石井緑地	全額免除	667-0738 (平日は 661-7023)	
柳田緑地, 道場宿緑地	全額免除	661-7023	
雀宮体育館	全額免除	655-0058	
明保野体育館	全額免除	632-6381	
上河内体育館, 上河内運動場, 宮山田運動場, 芦沼運動場	全額免除	674-3290	674-4619
高間木キャンプ場	宿泊料は1割減額, その他は全額免除	674-3290	674-4619
河内体育館, 下田原運動場, 古田運動場	全額免除	673-5600	673-5601
市サッカー場	全額免除	662-5048	
市スケートセンター	全額免除	655-6817	655-6827
市弓道場, 屋板運動場	全額免除	656-7329	
サイクリングターミナル	宿泊料は1割減額, その他は全額免除	652-4497	652-1381
八幡山公園展望塔	全額免除	624-0642	622-6002
八幡山交通公園ゴーカート	全額免除	624-0642	622-6002
宇都宮城址公園教養施設(清明館和室)	全額免除	632-2529	632-5418
みずほの自然の森公園イベントスペース・バーベキューパーク	全額免除	657-5222	666-8313
市冒険活動センター	宿泊料は1割減額, その他は全額免除	669-2441	669-2240
市文化会館	全額免除	636-2121	635-3593
生涯学習センター	別途, 基準により団体に対し減免の場合あり	632-2748	632-2675
市視聴覚ライブラリー	別途, 基準により減免	638-5704	610-5117
宇都宮美術館	別途, 基準により減免	643-0100	643-0895
旧篠原家住宅	別途, 基準により減免	624-2200	
市教育センター	全額免除	639-4383	639-4393
南図書館	別途, 基準により減免	653-7609	653-7619

<手続き>

入館等の際, 受付で手帳を提示してください。

(19) 県立施設の無料開放

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が施設(一部)を利用する場合に、その入館料を無料にしています。

<対象者>

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 と、第1種障がい者(※)および精神障がい者保健福祉手帳1級交付者の介助のための同伴者(障がい者1名につき介助者1名)。

※注:第1級障がい者 身体障がい者…視覚1～3級と4級の一部, 聴覚2・3級, 肢体1級と2・3級の一部, 内部1・3級と4級の一部, 免疫障がい1～4級, 肝臓障がい1～4級,

知的障がい者…療育手帳A1・A2・A

精神障がい者…手帳1級

<対象施設>

施設名	所在地	電話番号
栃木県子ども総合科学館(展示室・プラネタリウム)	宇都宮市西川田町567	028(659)5555
栃木県立美術館	宇都宮市桜4-2-7	028(621)3566
栃木県立博物館	宇都宮市睦町2-2	028(634)1311
障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)	宇都宮市若草1-10-6	028(678)6677
とちぎ花センター(鑑賞大温室)	栃木市岩舟町下津原1612	0282(55)5775
栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠2480-1	0288(55)0880
英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠2482	0288(55)0880
イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠2482	0288(55)0388
栃木県井頭公園(花ちょう遊館)	真岡市下籠谷99	0285(83)3121
とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木27	0287(63)0399
栃木県日光田母沢御用邸記念公園(御用邸本邸)	日光市本町8-27	0288(53)6767
栃木県とちぎわんぱく公園(ふしぎの船)	壬生町国谷2273	0282(86)5855
栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土2686	0287(98)3055

<手続き>

入館等の際、受付で手帳を提示してください。

■栃木県障害福祉課
TEL 623-3053
FAX 623-3052
■各施設受付

Ⅲ コミュニケーション支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等の社会参加を円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

<派遣申請ができる方>

市内に居住する聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（家族・聴覚障がい者等で構成する団体・聴覚障がい者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人や団体等からの申請も可能）

<派遣できる用務>

- ・病院や診療所等での受診
- ・住民登録や税の申告等官公署に係る用務
- ・子弟の教育等学校に係る用務
- ・家や車の購入等日常生活上必要なとき
- ・その他特に必要と認められる用務（営業活動等の経済活動に係るもの、通勤や通学等の通年かつ長期にわたるもの、社会通念上派遣することが適当でないものを除く。）

※ 上記の用務に該当する場合は無料で利用できますが、民間企業からの依頼など、市の意思疎通支援者派遣事業の対象とならない場合は、有料（斡旋）となります。

<申請方法>

ホームページに掲載している派遣申請書・依頼書に必要事項を記載の上、申請書・依頼書を下記依頼先へ提出してください。

○手話通訳者派遣の依頼先

宇都宮市障害者福祉会連合会

TEL/FAX:028-636-1219(ファクスは24時間自動受信)

メール:miya-syuwairai@mbe.nifty.com

受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

※ 上記以外の時間帯で、急病や事故など緊急で手話通訳を依頼したい場合は、緊急FAX:028-625-3330 へ依頼してください。

○要約筆記者派遣の依頼先

宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL:028-636-1285 FAX:028-634-2870

メール:miya-vc@ap.wakwak.com

■障がい福祉課

企画グループ

TEL 632-2353

FAX 636-0398

(2) 手話通訳者の設置

市役所(本庁舎)に来庁した聴覚障がい者等のために、障がい福祉課の窓口到手話通訳者を設置しています。

<設置時間>

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■障がい福祉課

企画グループ

TEL 632-2353

FAX 636-0398

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

重度の盲ろう者(聴覚と視覚に重複した障がいを有し、身体障がい者手帳の1, 2級の交付を受けた方)が、日常生活上の相談, コミュニケーションの支援を必要とするとき及び社会生活上必要不可欠な外出をするときに、盲ろう者向け通訳・介助員の利用ができます。

■ 栃木盲ろう者友の会
「ひばり」
TEL・FAX 621-0860
■ 障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398

(4) 点字版・音声版広報うつのみや

目の不自由な方のために、市の行事案内やお知らせなどを掲載した「点字版 広報うつのみや」・「音声版 広報うつのみや (デイジー編集全訳版)」を月1回発行しています。

■ 広報広聴課
広報グループ
TEL 632-2028
FAX 637-5151

(5) 点字版・音声版あなたと市議会

目の不自由な方のために、市議会の活動内容を掲載した議会広報「点字版 あなたと市議会」・「音声版あなたと市議会」を、定例会後に年4回(7月, 10月, 1月, 4月)発行しています。

■ 議会事務局政策調査課
政策調査グループ
TEL 632-2611
FAX 632-2613

(6) 点字版・音声版健康づくりのしおり

目の不自由な方のために、健診・健康相談・健康講座などの保健事業に関する情報を掲載した「点字版 健康づくりのしおり」・「音声版 健康づくりのしおり」を年1回発行しています。

■ 保健所
健康増進課
TEL 626-1128
FAX 627-9244

(7) 図書館サービス

① 市立中央図書館 TEL 636-0231(代) FAX 639-0740

・図書等の郵送貸し出し

市内に居住している視覚障がい者、肢体不自由者、要支援・要介護認定を受けた方で来館が困難な方は、点字図書、声の図書、本、雑誌、CD、DVD等の郵送貸し出しを利用できます。貸し出し期間は郵送期間を含めて1か月以内、送料は無料です。

・対面朗読サービス

視覚障がい者に対面朗読サービスを行っています。事前に予約が必要です。

・その他

視覚障がい者からの希望に応じて、点字図書やテープ・デージー図書を作製し、貸し出しています。また、「新刊図書情報」、「はなしのひろば」、「館報としょかん」、「イベント情報」、「落語」等の声の雑誌も作製し、貸し出しています。

② 県立図書館 TEL 622-5111 FAX 624-7855

・図書の郵送貸し出し

身体障がい者手帳および療育手帳(障がいの程度「A」)所持者は送料無料で貸し出します。貸し出し期間は1か月以内です。

③ とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL 621-6208 FAX 627-6880

・視覚障がい者に点字図書・録音図書の貸し出し 期間は2週間

・聴覚障がい者に字幕(手話)入りビデオ・DVDの貸し出し 期間は1週間

※ 郵送貸し出しの場合、点字・音声図書は送料無料、字幕(手話)入りビデオ・DVDは送料100円(聴覚障がい者用ゆうパック 60サイズ)がかかります。

(8) 点字郵便物等の無料扱い

■各郵便局

次の郵便物で一部開封のものは、3キログラムまで無料になります。

■ 点字のみを掲げた内容のもの。

■ 盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設など盲人の福祉を増進することを目的とする施設(日本郵便株式会社の指定するものに限る)から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの。

■ 表面の左上部(横に長いものは右上部)に「点字用郵便」の文字を表示。

(9) 無料電話番号案内

電話帳の使用が困難な方が、電話番号案内(104番)を利用する場合、あらかじめNTTに登録し、利用する際「ふれあい案内」と申し出ることにより、無料で利用できます。

■NTT東日本
ふれあい案内担当
TEL 0120-104-174

受付時間:午前9時～午後5時(月曜日～金曜日)

※ 土日・祝日および年末年始(12/29～1/3)は休業

<対象者>

身体障がい者手帳をお持ちの方で、視覚障がい1～6級、もしくは、単独障がいによる肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1, 2級の方、戦傷病者手帳をお持ちの方で、視力の障がい(特別項症～第6項症)、もしくは、上肢の障がい(特別項症～第2項症)の方および療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

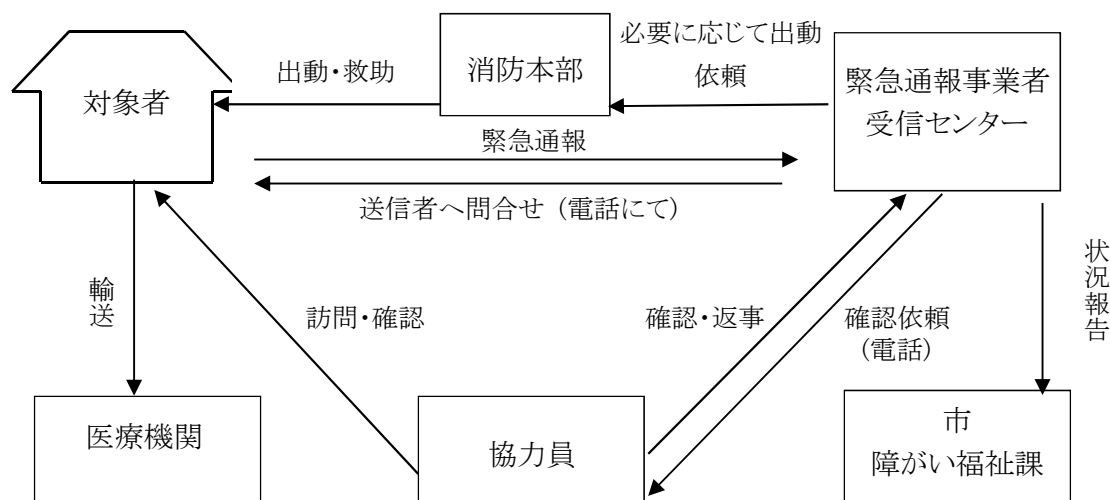
IV 緊急時の支援

(1) 緊急通報システム事業

重度身体障がい者(手帳1・2級)でひとり暮らしの方などが、急病等の緊急の際に、緊急通報装置(ペンダント)を押すことにより、受信センターに通報され、協力員(1名以上)が状況を確認するとともに、必要に応じて消防本部に連絡し救急車により医療機関に輸送します。

また、日常時においては、受信センターが健康・生活相談をお受けします。

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398



<対象者>

- ・ 重度身体障がい者(手帳1・2級)でひとり暮らし等の方
 - ・ おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者の方など
- ※ 状況調査により、決定します。

＜費用＞生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり月ごとの利用料金の一部を負担していただきます。

	利用世帯の区分	負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	100円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	200円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	300円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上	500円

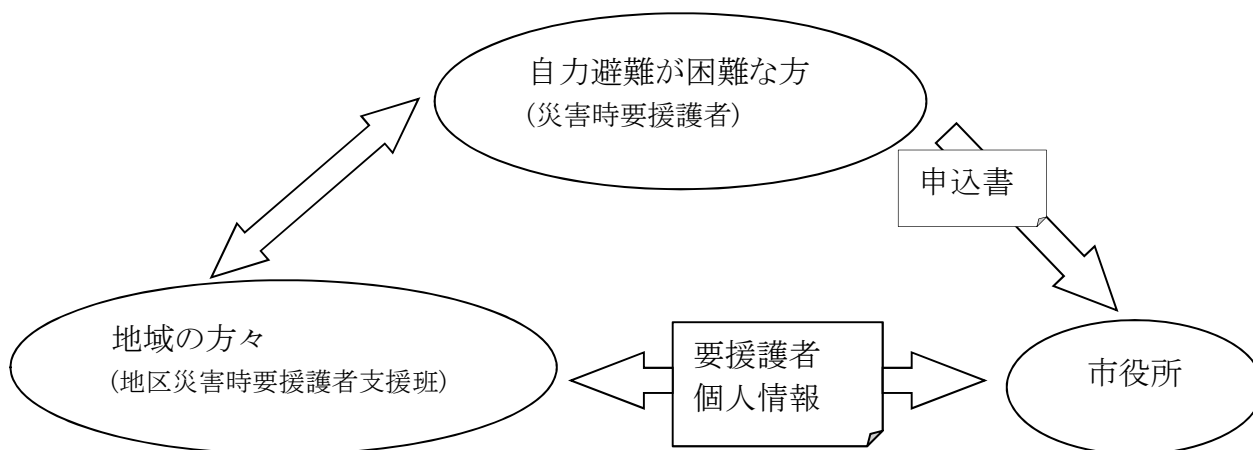
＜手続き＞

『緊急通報システム事業利用申請書』を障がい福祉課 福祉サービスグループ、市役所1階保健と福祉の相談窓口、または平石・富屋・姿川・河内地区市民センターに提出してください。

(2) 災害時要援護者支援事業

風水害や地震などの大規模な自然災害が発生または発生が予想される場合に、自力での避難が困難な重度の障がい者でひとり暮らしの方などに事前に登録していただき、登録情報を市と地域で共有することにより、市と地域が協力・連携を図って要援護者の避難誘導や安否確認などの支援活動を行います。

■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398



※ 個人情報は、市役所と地域の方々の間で、個人情報の取扱いに関する協定を結び、情報を共有します。

(3) 防災情報のメール配信サービス

■危機管理課

TEL 632-2052

FAX 632-7123

宇都宮市では、市に関係する気象警報等の発表や避難勧告等の発令などの防災情報をメールで配信しています。

メール配信サービスを利用することで、聴覚障がいのある方は文字情報として、視覚障がいのある方は携帯端末の音声読み上げ機能による音声情報として、すばやく情報を得ることができます。

<メール配信登録方法>

- ① お使いの携帯電話やスマートフォンで右のQRコードを読み取ります。



※QRコードを読み取れないときは？

インターネットで「宇都宮シティガイド(市公式サイト)」にアクセスし、「メール配信サービス」を選びます。

【アクセス方法】

- 1「宇都宮シティガイド」で検索
- 2「宇都宮シティガイド」のアドレス入力
<http://utsunomiya.mwjp.jp/>

- ② 「メール配信サービス」の登録サイトが表示されましたら、「登録はこちら」を選びます。
- ③ メール作成画面が表れ、あて先が自動的に入力されますので、何も入力せずメールを送信します。
- ※ 本文を入力しないとメールが送信できない場合は、スペース(空白)等を入力して送信してください。
- ④ しばらくすると市からメールが届きます。

※市から登録用の返信メールが届かない場合には

原因:迷惑メール防止機能で指定したアドレスからしか受け取らない設定をしていることが考えられます。

解決方法:@utsunomiya.mwjp.jpからのメール受信を許可してください。

機種により、設定の仕方が異なりますので、詳細はお使いの携帯電話の販売店にご相談ください。

- ⑤ 返信されたメールを開くと、「下記のURLへアクセスしてください」と表示されますので、選んでアクセスします。
- ⑥ サービスへの本登録画面が表示されますので、「防災情報」を選択し、登録ボタンを押します。
- ⑦ 「ご登録を受け付けました」という画面が出ましたら、登録完了です。